

(7)

8月1日(木)から

【担当課】 地域振興課 ☎5654 - 8229

# 京成立石・お花茶屋・堀切菖蒲園駅周辺の道路を喫煙禁止区域に指定します

「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」では、駅周辺の人通りの多い道路や区が管理する公園などを喫煙禁止区域として指定しています。平成30年度は、JR新小岩・金町・亀有・綾瀬駅周辺を喫煙禁止区域に指定しました。

8月1日(木)からは新たに京成立石・お花茶屋・堀切菖蒲園駅周辺を喫煙禁止区域に指定し、区域内において指定喫煙場所以外で喫煙することを禁止します。

## 指定する喫煙禁止区域

- 新たな喫煙禁止区域に指定された駅周辺に指定喫煙場所を設置し、分煙化を図ります。
- 喫煙禁止区域では、パトロール員による巡回と声掛けを、通勤時間帯を中心に実施します。

新たな喫煙禁止区域 .....   
 指定喫煙場所 .....   
 喫煙禁止区域指定済み(公園・児童遊園) ..... 



区では区内全域でごみや吸い殻のポイ捨て、歩きタバコを禁止しています。また、喫煙禁止区域外で喫煙する際に他人への危険・迷惑とならないよう配慮する義務を条例に規定しています。マナーを守って、誰もが快適で住みよいまちづくりにご協力をお願いします。

## 生活介護員養成研修 全4回

# チャレンジ 介護のしごと しませんか!

4日間の研修で生活支援サービスの基本を学び、介護サービス事業者で働くことをめざします。研修を修了した方は、「生活介護員」としての資格が取得でき、生活支援サービス(訪問型・通所型サービス)を提供する事業所で働くことができる他、東京都が行う研修を受講する際に、研修時間の一部が免除される場合があります。修了後、フォローアップ研修も実施します。

**日時** 6月17日(月)～20日(木) 午前9時～午後5時  
**会場** 亀有地区センター(亀有3-26-1リリオ館7階)

【対象】 18歳以上で、介護サービス事業所への就業を希望・検討している方、または通所型住民主体サービスを運営されている方 20人程度

【内容】  
 ▶ 介護に関する基礎知識 ▶ 介護の基本  
 ▶ 介護における安全確保 ▶ 認知症・障害の理解  
 ▶ 葛飾区の総合事業 ▶ 介護におけるコミュニケーションなど

【申込期間】 5月27日(月)～6月7日(金)

【申込方法】 電話かファクス(住所・氏名・生年月日・電話番号(ファクス番号)を記入)で(多数抽選)。

【申し込み・問い合わせ】  
 (一社)葛飾区介護サービス事業者協働組合  
 ☎5654 - 9517(午前10時～午後4時 土・日曜日、祝日を除く)  
 FAX5654 - 9518  
 【担当課】 高齢者支援課

新小岩公園内「和楽亭」では、和室、ロビーでお食事や甘味などを楽しめます。宴席・コース料理は予約制です(椅子席の利用も可能です)。  
 【申込方法】 電話か窓口で。【申し込み・問い合わせ】 和楽亭(西新小岩1-1-3新小岩公園内) ☎5670 - 3515 【担当課】 公園課